

審査基準

令和2年1月10日作成

法令名：質屋営業法
根拠条項：第28条第5項
処分の概要：質契約の終了行為を行う場所の承認
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法令の定め： 質屋営業法第4条第2項及び第3項（営業内容の変更）、第9条（許可証の返納）、 第28条第1項、第2項及び第3項（質置主の保護） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）、第6条（廃業の届出）、 第10条（死亡の届出）、第14条の2（許可証の返納）
審査基準： 質契約を終了させるために必要な行為を行う場所が、質置主の保護の観点から不 当でないと認められる場所であるときに承認する。
標準処理期間：25日
申請先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課
問合せ先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又 は警察本部生活保安課(092)641-4141 内 3187
備考：